

2023年10月1日

関係者各位

株式会社ライトワーカー

### インボイス制度に伴う消費税の弊社方針につきまして

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。弊社も適格請求書発行事業者登録を済ませました。

印税、編集費等の制作費を受け取られる方は、税務署の区分では「個人事業者」と呼ばれ、今後は、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」（消費税を国に納めることをあらかじめ申請した事業者）か、そうではない「免税事業者」（年間の課税売上高が1,000万円以下であり、消費税を国に納める必要はないが、請求書に消費税欄を設けても税法上適格な請求書とは扱われなくなり、消費税を事実上、請求できなくなる事業者）かのいずれかに区分けされることになります。

適格請求書発行事業者の登録をされない方はインボイスを発行することができず、消費税額を従来通り請求することができなくなります。当社においても原則として仕入税額控除の対象外となります。従いまして、10月1日以降の取引分について弊社の支払い方式が下記のとおり変更になることをお知らせ申し上げます。

この件に関しましてご不明点、お問合せがございましたら弊社の各担当者まで、ご連絡をいただければ幸いです。

敬具

記

#### 1. 適格請求書発行事業者に登録済みの方へ

適格請求書発行事業者の登録を済ませておられる方につきましては、消費税分を付加してお支払いさせていただきます。

その際にインボイス（適格請求書）が必要になりますので、適格請求書発行事業者登録番号をご請求書に記載していただければと存じます。

## 2. 適格請求書発行事業者に登録されていない方へ

適格請求書発行事業者の登録をされていない方につきましては、本体価格に消費税を内税としてお支払いさせていただきます。

今まで消費税を付加してお支払いしていました事業者様（個人、法人問わず）でも、適格請求書発行事業者の登録をされていない場合は、消費税を内税とした金額でのお支払いとさせていただきます。

※個人事業主様につきましては、今まで通り、別途、源泉徴収税を差し引いてのお支払いとなります。

※適格請求書発行事業者に登録済みの事業者様（個人、法人問わず）も、登録されていない事業者様（個人、法人問わず）も共通しまして、本体価格・消費税・源泉徴収税が明確に分かるように、ご請求書の作成をお願いいたします。（金額につきましては、弊社より個別にご連絡させていただきます。）

以上